

高齢者虐待防止指針

社会福祉法人やまがた市民福祉会

1. 基本的な考え方

社会福祉法人やまがた市民福祉会が運営する事業所（以下「事業所」という）は高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も高齢者に虐待を行ってはならない。また虐待を受けている状態又は虐待が疑われる状態である高齢者について、適切な対応を実施し安心して生活できるよう早期発見、早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

2. 定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当なく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

3. 虐待防止委員会その他事業所内の組織について

虐待防止委員会とは、虐待等の発生の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための委員会である。

(1) 委員会は定期的（年1回以上）に開催し、その際そこで得た結果は従業員に周知徹底を図る。

(2) 委員会の開催にあたっては関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合は他の会議体と一体的に行う場合がある。

(3) 委員会は次のような内容について検討することとする。

① 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること。

- ② 虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について従業者が相談、報告できる体制整備に関すること。
- ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4. 職員研修について

(1) 職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身につけ、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を次のとおり開催する。

①新規採用：採用後3か月以内

②継続研修：年2回以上（特別養護老人ホーム、グループホーム）

年1回以上（デイサービスセンター、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所）

5. 虐待が発生した場合の対応方法について

事業所は、虐待の発生を把握した場合に、次のとおり対応する。

(1) 利用者、その家族、職員等から虐待の相談又は報告を受けた場合は本指針に基づき適切に対応する。

(2) 虐待が発生した場合（疑いを含む）には速やかに包括支援センター又は市町村に通報し、包括支援センター又は市町村の行う事実確認に協力する。

(3) 虐待の事実が確認された場合は委員会を開催し、再発防止策の検討又は評価を行い、虐待原因の分析と再発防止に努めることとする。

6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制について

事業所は、本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため以下のとおり対応するものとする。

(1) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は担当者へ速やかに報告する。虐待者が担当者本人であった場合にはその上席に報告する。

(2) 担当者は相談や報告により虐待の事実（疑いを含む）を把握した場合は記録を作成し速やかに包括支援センター又は市町村に通報する。その際、事実確認に協力する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。

(3) 担当者は虐待の情報について経過等の記録を委員会において提示し、当該案件の検証や再発防止策の作成を行い職員等に周知する。

7. 成年後見制度等の利用支援について

事業所は、利用者又はその家族に対して、成年後見制度について説明し、必要に応じて社会福祉協議会等の相談窓口適切につながるよう支援に努める。

8. 苦情解決方法について

事業所は苦情受付担当者を置き、苦情解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や苦情内容から虐待が疑われる場合においては担当者連携できるように次のとおり対応する。

(1) 苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け施設長に報告する。

(2) 苦情受付担当者は施設長に報告後、担当者と情報を共有する。その後虐待発生時の対応については担当者が行う。その際相談者に不利益が生じないよう相談者の個人情報取扱いに細心の注意を払う。

9. 利用者に対する指針の閲覧について

事業所は高齢者虐待防止指針はいつでも閲覧できるように、施設内にて文書の掲示を行い、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則 この指針は、令和6年4月1日より適用します。